

農福連携対策

(農山漁村振興交付金)



令和4年2月
農林水産省

農福連携対策とは

農福連携対策では、農林水産業を営む法人による障害者等の雇用、障害者就労施設の農林水産業への参入等により、農林水産業の経営発展や、障害者等の社会参画及び高齢者の生きがいを創出するため、**障害者等の農林水産業に関する技術習得、多世代・多属性が交流・参加するユニバーサル農園の開設、障害者等の作業に配慮した生産・加工・販売施設の整備**を支援します。

実施区域

事業の実施区域には、基本的に制限はありません。

ただし、障害者等が作業に携わる現場が市街化区域内である場合に限り、以下の土地に対象が限定されます。

- ① 生産緑地地区内の農地
- ② 都市計画法に基づく基本方針、都市緑地法に基づく基本計画等で保全の方針が示されている農地
- ③ 農地以外の土地であって、都市計画法等により整備する施設等の利用が認められている土地

実施できる事業の種類

以下に掲げる事業を実施することができます。農福連携整備事業は、原則として、農福連携支援事業との組み合わせて実施できます。

農福連携支援事業

農福連携を持続するための取組やユニバーサル農園※の導入に必要な経費を支援します。

- 専門家の指導による農産物等の生産技術、加工技術、販売手法等の習得を行うための研修、視察、職業訓練的体験を提供するユニバーサル農園の運営に必要な管理・指導者の配置、農産物栽培に要する消耗資材 等

※ 将来の農業現場での雇用・就労を見据え、多世代・多属性の者が利用できる体験農園

農福連携整備事業

障害者や生活困窮者の雇用・就労、高齢者の生きがいづくりやリハビリを目的とした農園の整備や農林水産物生産施設等の整備を支援します。

- 農林水産物生産施設（農園、園路の整備を含む）、農林水産物加工・販売施設、休憩所、衛生設備、安全設備 等

普及啓発・専門人事育成推進対策事業

農福連携の普及啓発や取組を支える専門人材の育成等を支援します。

農福連携対策の構成

1 農福連携支援事業（交付率：定額）

作業の効率化や生産物の品質向上等、農福連携を持続するための取組及びユニバーサル農園の導入に必要な経費を支援。



農産物加工技術の習得



ユニバーサル農園の管理



作業マニュアル

2 農福連携整備事業（交付率：1／2以内）

障害者や生活困窮者の雇用・就労、高齢者の生きがいづくりやリハビリを目的とした農林水産物生産施設（農園の整備を含む）、農林水産物加工販売施設、休憩所、衛生施設等の整備を支援。



農業用ハウス



農園・園路



トイレ

3 普及啓発等推進事業（交付率：定額）

農福連携の全国展開に向け、農福連携の普及啓発等を推進する取組及び農林水産業と新たな福祉分野との連携等による農福連携の推進に係る取組を支援。



普及啓発の取組



4 都道府県専門人材育成支援事業（交付率：定額）

都道府県が行う、農林水産業の現場における障害者の雇用・就労に関してアドバイスする人材、障害者就労施設等による農作業請負（施設外就労）のマッチングを支援する人材の育成等を支援。



人材育成研修

農福連携対策

※整備事業は、
原則、支援事業
併せて実施

普及啓発・専門人材育成推進対策事業

支援の対象となる事業実施主体

農福連携対策のうち農福連携支援事業、農福連携整備事業及び普及啓発等推進事業の事業実施主体は以下のとおりです。

- 農林水産業を営む法人
- 社会福祉法人
- 特定非営利活動法人
- 一般社団法人
- 一般財団法人
- 公益社団法人
- 公益財団法人
- 医療法人
- 農業協同組合等の農林漁業者の組織する団体
- 民間企業
- 地域協議会



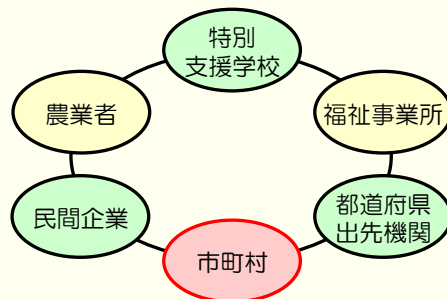
個人には支援できません。

また、地域協議会は以下に示す要件を満たす必要があります。

地域協議会の組織要件

- ① 規約等が整備されていること
規約の内容は、①目的、②構成員、事務局、代表者及び代表権の範囲、③意思決定方法、④解散した場合の継承者、⑤事務処理及び会計処理の方法、⑥会計及び監査の方法、⑦その他運営に関して必要な事項
- ② 市町村を構成員に含むこと
(農林部局・福祉部局の別は問いません)

協議会組織の例



支援の対象となる障害者等

農福連携対策で支援の対象としている障害者等は、以下のとおりです。

- 18歳以上の障害者
〔 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 4 条第 1 項に規定する者 〕
- 65歳以上の要介護認定者
〔 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 19 条第 1 項に規定する市町村の認定 〕
- 生活困窮者自立相談支援事業で就労に向けた支援計画が策定されている生活困窮者
〔 生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 3 条第 2 項に規定する生活困窮者自立相談支援事業 〕

1 農福連携支援事業

農福連携支援事業では、ソフト事業を実施することができます。
ハード事業である、農福連携整備事業と併せて実施することも可能です。

農林水産業の生産を行う現場や農林水産物の加工・販売に携わる障害者、生活困窮者、高齢者、福祉事業所の職員等を対象とした取組。

- 専門家の指導による農林水産物の生産技術、加工技術、販売手法、経営手法等を習得するための研修、視察、ユニバーサル農園の開設、運営等



【農産物栽培技術の習得】



【木工技術の習得】



【養殖網の補修】



【農産物加工技術の習得】



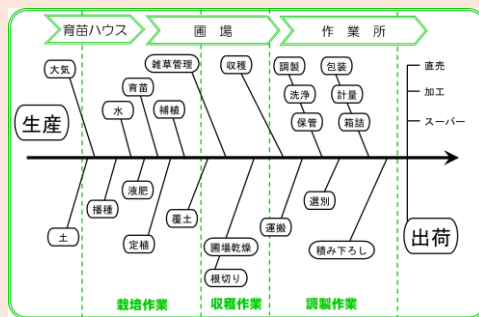
【先進地視察】



【ユニバーサル農園の初期運営】

- 分業体制の構築並びに作業手順の図化及びマニュアル作成

種は物の力を貸して感謝してください。		リストマネジメントにもなります。	
作業項目	作業内容	作業場所	作業日
1. 土壌調査	圃場の土壌調査（pH、有機質、養分）	圃場	10/10
2. 育苗	育苗（播種、育苗）	育苗ハウス	10/10
3. 定植	定植（育苗、圃場）	圃場	10/10
4. 除草	除草（圃場）	圃場	10/10
5. 収穫	収穫（圃場）	圃場	10/10
6. 洗浄・包装	洗浄・包装（収穫物）	作業所	10/10
7. 出荷	出荷（洗浄・包装済み）	作業所	10/10



事業実施期間は3年間（うち、初年度及び2年度目までが補助対象）

2 農福連携整備事業

農福連携整備事業では、ハード事業を実施することができます。

原則、ソフト事業の農福連携支援事業と併せて実施する必要があります。

ただし、従前から十分な生産技術を有し、ソフト事業なしでも事業目標の達成が確実と見込まれる場合に限りハード単独での実施が可能です。

障害者、生活困窮者、高齢者が作業に携わる農園や施設、または作業に従事するために必要な施設の整備。

【簡易整備型】

比較的安価な設備投資による農林水産物生産施設（簡易な農園整備を含む。以下同じ。）及び附帯施設（休憩施設、トイレ、安全設備等。以下同じ）。

【介護・機能維持型】

高齢者の介護、機能維持、機能改善等の介護福祉を目的とした農林水産物生産施設及び附帯施設。

【高度経営型】

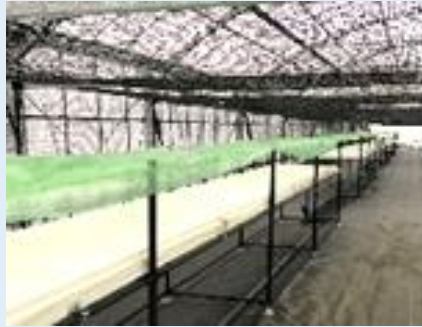
収益性の高い複合的な経営形態の導入または農林水産物の生産、加工、販売等を併せて行う農林水産物生産施設、加工・販売施設及び附帯施設。

【経営支援型】

農福連携の取組を通じて経営改善を積極的に進めるために必要となる農林水産物生産施設、加工・販売施設及び附帯施設。



【低コスト耐候性ハウス】



【水耕栽培施設】



【農林水産物加工施設】



【休憩所】



【農機具格納庫】

事業実施期間は3年間（うち、補助対象は初年度から2年度目までの最大2年間）。

3 普及啓発・専門人材育成推進対策事業（普及啓発等推進事業）

普及啓発等推進事業では、全国的な普及啓発を目的としたソフト事業を実施することができます。

農福連携の全国展開に向け、普及啓発や取組の推進に係る様々な取組。国が年度毎に事業内容と交付上限額を定めて事業実施主体を公募。事業実施期間は1年間。

4 普及啓発・専門人材育成推進対策事業（都道府県専門人材育成支援事業）

都道府県専門人材育成支援事業では、農福連携の取組拡大や取組の継続を支援する専門人材の育成を目的としたソフト事業を実施することができます。

農林水産業の現場における障害者の雇用または就労に関して農林水産業経営体や障害者就労施設の指導員、また障害者本人に対し、障害特性を踏まえた具体的な実践手法等をアドバイスする専門人材の育成及び派遣。障害者就労施設等による農作業の請負等（施設外就労）のマッチングを支援する人材の育成。事業実施期間は1年間。

実施主体当たりの交付額の上限額

単位：万円

事業名		初年度	2年目	備 考
農福連携支援事業		150	150	
	分業体制構築または作業マニュアルの作成	40	—	該当する場合 初年度に加算
	農福連携整備事業の経営支援型と併せ行う場合	300	300	該当する場合 に適用
農福連携整備事業				1／2または 上限額の小さい方を適用
	簡易整備型	200		
	介護・機能維持型	400		
	高度経営型	1,000		
	経営支援型	2,500		
普及啓発等推進事業		公募要領に 定める額	—	
都道府県専門人材育成支援事業		500	—	6

交付要件（主なもの）

事業名	要 件
農福連携支援事業 農福連携整備事業 共通	① 地域コミュニティへの貢献、地域交流に係る取組、障害者等の作業の内容に係る通年計画を策定すること ② 障害者等が作業を行う現場が市街化区域内の場合は、近々に開発されるおそれがないこと ③ <u>事業開始から3年目までに、農林水産物の生産や加工、販売に携わる障害者等が5名以上増加（生活困窮者については障害者との組合せであって過半数が障害者）</u>
農福連携整備事業	④ 原則、農福連携支援事業と併せて実施 ⑤ 農林水産物生産施設、農林水産物加工・販売施設については、障害者等が作業に携わる部分のみが助成対象 ⑤ 整備する施設等の耐用年数（減価償却期間）が5年以上 ⑥ 個人の所有物でないこと、専ら個人が使用するものでないこと、目的外使用のおそれがないこと ⑦ <u>加工・販売施設を整備する場合は、事業実施主体及び連携する者の生産した農林水産物が過半を占めること（事業実施主体が生産に携わっていない場合は不可）</u> ⑧ 費用対効果分析を行い、効果≧費用であること
経営支援型	<u>上記①から⑧に加え、以下の全てを満たすこと</u> ⑨ 農福連携の取組を取り入れて経営改善を積極的に進めること（従前から農林水産業を営んでいることが前提） ⑩ モデル的な取組であって全国的な横展開に資する取組 ⑪ 地域の福祉団体等関係団体との連携が確実 ⑫ 事業実施期間中において毎年度経営分析を実施
普及啓発等推進事業	○ 農福連携の全国展開に資すること
都道府県専門人材育成支援事業	① 都道府県単位の農福連携の推進強化に資すること ② 専門人材の育成等を行う取組の全国展開に資すること ③ 障害者の就労を促進しつつ、地域の農林水産業、コミュニティの維持等に取り組むこと

成果目標（必須指標）

事業名	成 果 目 標
農福連携支援事業 農福連携整備事業 共通	① 農林水産業及び農林水産関連事業において雇用または就労する障害者等の人数 （ユニバーサル農園の開設、運用のみに取り組む場合は、当該農園での農業体験を経て、当該農園以外で雇用または就労に至る障害者等の人数） ② 農林水産物や農林水産物加工品等の売上高 ③ 交流人口
普及啓発等推進事業	○ 事業メニューに即した任意の数値目標
都道府県専門人材育成支援事業	○ 育成する専門人材の人数

事業への応募から実施後までの手順

農福連携支援事業及び農福連携整備事業における事務手続き等のおおまかな手順は以下のとおりです。

事前相談（提案書原案の作成）

事業の要件確認や提出書類、事業構想が本事業に合致するかなど、取組地域を管轄する地方農政局等への事前のご相談をお勧めします。

【必要に応じて準備】

農地法、都市計画法等の手続き

施設を整備するために、農地法の転用許可（農振法の農振除外が必要な場合もあります）や都市計画法の開発許可が必要になる場合があります。

整備予定地が農地の場合は市町村の農業委員会に、農地以外の場合は都市計画の担当（建設課、まちづくり課等の名称の場合もあります。）に相談して下さい。

地域協議会の設立

地域協議会で事業に取り組む場合には、前もって構成員となる者と調整（市町村は必須）し規約を作成します。
※ 設立が確実に見込まれる状態であれば応募が可能です。

設計、見積の依頼、登記簿の取得等

施設整備を伴う場合には、整備箇所の権利設定の状況が確認できる書類や、図面、見積書の添付が必要です。
ソフトでも、外注を行う場合には見積書等、費用の根拠が分かる資料が必要です。

①提案書の作成、提出

公募開始後に公開される提案書の様式に3年間の計画をまとめ、必要な添付書類を整えます。

提案書及び添付資料は、国が定める締切までに、取組地域を所管する地方農政局等に提出します。

※ 3年目は全て自己資金での取組となります。

【農福連携支援事業及び農福連携整備事業の提案書添付書類】

〔共通〕

- ・ 提案者の設立趣意書または定款もしくは規約等
- ・ 提案者の活動内容の概要が分かる資料
- ・ 連携する団体（または地域協議会の構成員）がある場合は、それらの概要が分かる資料
- ・ 提案者の財務状況が分かる資料（例：決算書、貸借対照表、損益計算書、預金残高証明書）
- ・ 提案した取組を主導する代表者、運営責任者、経理責任者について、事業実施に必要なノウハウ、マネジメント能力、経理処理能力を有しているかを確認できる資料（例：履歴書、職務経歴書）
- ・ 障害者等が作業に携わる農地や施設の位置図、現況写真（施設整備を行う場合は整備箇所の位置図、現況写真）
- ・ 上記の土地の所有や借り受けの状況が確認できる資料（例：登記事項証明書、賃貸借契約書）

〔農福連携整備事業の場合に追加で必要な資料〕

- ・ 整備予定施設の規模の決定根拠及び整備費用の根拠
- ・ 整備予定施設の管理規定または利用規程の案
- ・ 費用対効果算定資料

〔障害者等が作業に携わる場所が市街化区域内の場合に追加で必要な資料〕

- ・ 近々開発される場所でないことが分かる資料（例：都市計画法の基本計画や地区計画、または都市緑地法の基本方針の写し）

②計画承認申請

交付金交付先候補者として選定された後、事業計画の承認を受けるため、地方農政局長に農山漁村振興推進計画及び事業実施計画を作成して申請します。

（次頁へ）

③承認後、交付金の交付申請

取組地域を所管する地方農政局等に交付申請書を提出します。

〔 交付決定着手前届 〕

事業実施期間の確保など、必要に応じ、届出によって交付決定前に事業に着手できます。

※ 計画承認日または国からの割当内示があった日のいずれか遅い方より前に遡ることはできません。

④交付決定及び事業の実施

取組地域を所管する地方農政局等に交付申請書を提出します。

国からの交付決定通知以降、計画に沿って事業を実施しつつ、取組に要した費用を記録します。

⑤遂行状況の報告

9月末日、12月末日までの取組に要した費用を地方農政局等に報告します。

〔 工事の着手届、工事の完了届 〕

交付金を用いて施設整備を行う場合、工事に着手する時点と完了した時点それぞれで地方農政局等に報告します。

⑥実績報告

1年間の取組に要した費用を地方農政局等に報告し、立替えていた交付対象額を国に請求します。

⑦年度別事業実施計画の提出

初年度の実績を勘案のうえ、2年目の事業実施計画を作成し、地方農政局長に提出します。

⑧事業の評価

前年の事業について、取組状況、実施体制、設定した目標の達成状況を自己評価し、地方農政局長に報告します。

⑨事業完了の報告

農山漁村振興推進計画及び事業実施計画に定めた取組が全て完了した後に、地方農政局長等に報告します。

〔 消費税仕入れ控除税額の報告 〕

事業で支出した経費について、仕入れ税額の控除額を地方農政局長に報告します。控除を受けている場合には、該当する金額を返納します。

農福連携対策に関するQ&A

(Q1) 交付金交付先候補者に選定された後、いつ時点の取組から交付金による支援の対象になるのでしょうか。

(A) 選定通知から1ヶ月以内に地方農政局長等あてに農山漁村振興推進計画及び事業実施計画を提出し、事業計画が承認された後、さらなる手続きを経て交付決定された日以降から支援の対象になります。

ただし、事業計画の承認後に交付決定前着手届を提出した場合は、最短で届出日（地方農政局等が受け取った日）以降を対象とすることができます。

(Q2) 農作業等に従事する福祉事業所の利用者に支払う賃金や工賃は交付金による支援の対象になるのでしょうか。

(A) 利用者に支払う賃金や工賃は対象外です。

(Q3) 農福連携に取り組む場合、福祉事業所の運営経費は交付金による支援の対象になるのでしょうか。

(A) 事業所の運営費などの経常的な経費は対象外です。

(Q4) 農福連携に取り組む福祉事業所を開設するが、経営者や職員の給与は交付金による支援の対象になるのでしょうか。

(A) 事業所の運営に関わる人件費などの経常的な経費は対象外です。

ただし、交付金事業に伴って発生する付加的な業務に対応するために臨時で雇い入れる方の賃金は支援の対象になります。

(Q5) 福祉事業所の建設費は交付金による支援の対象になるのでしょうか。

(A) 福祉事業所の建設は支援の対象外です。

また、農林水産物の加工施設や販売施設においても、事務室を支援の対象にすることはできません。

(Q6) 事業着手後に計画どおり実施できなくなった場合はどうなるのでしょうか。

(A) 交付金は実績報告に基づいた精算払いですので、取組の成果等を勘案し、部分的な支援になる場合や、全く支援できない場合があります。

施設整備に関しては、交付金交付先候補者としての選定時に年度ごとの支援額の上限が定められますので、不測の事態で工事が翌年度にずれ込むときには予算の繰越手続きが必要です。

また、以下の場合には農山漁村振興推進計画及び事業実施計画の変更手続きが生じます。

- ・ 総事業費（自己負担額含む）の3割を超える増減
- ・ 事業実施主体の変更
- ・ 事業実施期間の変更（施設整備における予算の繰越を除く）

お問い合わせ先

農福連携対策では、国が事業実施主体を直接支援する仕組みです。事業活用に向けた相談や要件等の詳しい内容については下記の連絡先にお問い合わせ下さい。

また、予算の状況によっては、事業の公募を複数回行う場合があります。

取組地域	連絡先
北海道	農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課 東京都千代田区霞が関1-2-1 TEL：03-3502-8111（内線5448）
青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県	農林水産省東北農政局農村振興部農村計画課 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 TEL：022-263-1111（内線4125、4065）
茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県、長野県、 静岡県	農林水産省関東農政局農村振興部農村計画課 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 TEL：048-600-0600（内線3404、3412）
新潟県、富山県、石川県、 福井県	農林水産省北陸農政局農村振興部農村計画課 石川県金沢市広坂2-2-60 TEL：076-263-2161（内線3425）
岐阜県、愛知県、三重県	農林水産省東海農政局農村振興部農村計画課 愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2 TEL：052-201-7271（内線2522、2519）
滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県	農林水産省近畿農政局農村振興部農村計画課 京都府京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町 TEL：075-451-9161（内線2415、2423）
鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県、徳島県、 香川県、愛媛県、高知県	農林水産省中国四国農政局農村振興部農村計画課 岡山県岡山市北区下石井1-4-1 TEL：086-224-4511（内線2522、2526）
福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県	農林水産省九州農政局農村振興部農村計画課 熊本県熊本市西区春日2-10-1 TEL：096-211-9111（内線4766、4624）
沖縄県	内閣府沖縄総合事務局農林水産部農村振興課 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 TEL：098-866-0031（内線83326、83336）